

令和8年5月13日

小金井市子どもの権利の日を制定する条例（素案）に対する意見及び検討結果について（概要）

小金井市市民参加条例第15条の規定による「小金井市子どもの権利の日を制定する条例（素案）」に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について下記のとおり公表します。

なお、お寄せいただいた御意見及び検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、児童青少年課（市役所第二庁舎4階）、情報公開コーナー（同庁舎6階）、市役所第二庁舎1階受付、児童館各館、学童保育所各所、婦人会館、東小金井駅開設記念会館、保健センター、公民館各館、図書館本館及び総合体育館で公表します。

記

- 1 施策の名称
小金井市子どもの権利の日を制定する条例（素案）
- 2 意見募集期間
令和8年3月3日（火）～同年8月2日（木）
- 3 意見の提出状況
2人（4件）
- 4 提出された意見及び検討結果
別紙1のとおり
- 5 問合せ先
小金井市子ども家庭部児童青少年課児童青少年係
電 話 042-387-9847
FAX 042-383-6577

提出された意見及び検討結果

番号	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	<p>【子どもの権利に関する理解を深めるための事業について】</p> <p>「第3条 市は、子どもの権利の日を中心として、子どもの権利に関する理解を深めるための事業を実施するものとする。」小金井市の子どもの権利条例は、多くの市民がその制定に関わってきた事実があります。この条文にある「子どもの権利に関する理解を深めるための事業」について、市関係者だけではなく、市民参加で事業を実施してほしい。また、関連イベントをやって終わりではなく、市民（おとな）が子どもの権利についての理解を深めることができるための取り組みを継続して行ってほしい。（子どもたちへの子どもの権利についての学習は進んでいるのは十分理解はしています。）</p>	<p>子どもの権利学習についてご理解いただきありがとうございます。いただいたご意見については、今後事業を進めるうえで参考にさせていただくべきものと考えます。</p>
2	<p>【前文】 条例の前文を、中学生たちの声を聴いて一緒に作ったことは素晴らしいと思います。子どもたちが自分の気持ちを伝えたい、と思える大人に、まず私たちがなりたいと思いました。</p> <p>このページにある「子どもの権利の日」に込めた子どもの気持ちの絵と文は分かりやすくていいですね。〈みんな違う〉が最初にあるのは特にいいですが、この部分は、特に大切に丁寧に扱っていただきたいです。同調圧力をかけがちな大人社会が猛烈に反省して、大人自身から変えていかないと子どもの苦しさは変わりません。</p> <p>HPなどはもちろんですが、学校はじめ公共施設などでも多くの大人の目につくように掲示していただきたいです。</p>	<p>解説の「子どもの気持ち」の絵と文についてご意見ありがとうございます。なお、周知については、更なる取組が必要であると考えます。周知方法についても今後の参考にさせていただくべきものと考えます。</p>
3	<p>【条例制定後の取組について】</p> <p>子どもの権利の日条例制定を歓迎します。</p> <p>子どもの権利に関する理解を深めるための事業を実施する、とありますが、どんな事業をどのように行うか、大人も子どもと一緒に意見を出し合って決める場を作ってください。</p> <p>また、市の審議会などで子どもの意見を出せるチャンスを作ってください。また、子どもの権利に関する市の事業評価は、子ども権利部会など常設の審議会で検討し、その委員には中学生などの子ども委員も含めてください。</p>	<p>いただいたご意見については、個別に検討を要する事業の詳細となるため、本計画案に記載しておりませんが、今後事業を進める上で参考としていくべきものと考えます。</p>

4	<p>【条例制定後の取組について】</p> <p>目的は、子どもの権利条例第5条の「子どもの権利の普及」を推進するため、小金井市子どもの権利の日（以下「子どもの権利の日」という。）を制定する、とあります。</p> <p>そのためには、のびゆく子どもプランだけでなく、条例の推進計画と検証の仕組みを作ってください。検証の仕組みは、意見3で述べた子ども権利委員会などで、オンブズパーソンも含めた子どもに関わる事業すべてを対象としてください。</p>	<p>いただいたご意見については、今後事業を進めるうえで参考にさせていただくべきものと考えます。</p>
---	---	--